

# 津 下 精 齋 兄 弟

内 藤 二 郎

## 一 は し が き

幕末における蘭学並に西洋医学者として有名な緒方洪庵の適塾からは、明治維新前後に各界において大いに活躍し有名になった人物が多数輩出していることは、周知のことであろう。ここでその主なるものを挙げると、大戸郁蔵、村上代三郎、村田蔵六、武田斐三郎、佐野栄寿、菊地秋坪、橋本左内、大鳥圭介、長與専齋、福沢諭吉、花房義質、池田謙齋など、その数限りなく思われるほどである。<sup>(1)</sup>

ところで洪庵は、文化七年（一八一〇）七月十四日 備中国吉備郡足守において、藩主木下氏に仕えた田上惟因の三男として生れた。

文政九年（一八二六）十七歳で大阪に出で蘭学・醫者の中天游の門人となり、緒方三平と改名、文政十三年（一八三〇）四月江戸へ出府、天保二年（一八三一）二十二歳のとき蘭学者坪井信道に入門、同時期に併せて宇田川榛齋の門に出入し蘭学と医学を深め、天保六年（一八三五）二十六歳にして帰郷。間もなく大坂中天游塾で蘭学教授をなす。天保七年（一八三六）長崎に留学、蘭医ニーマンにつき学ぶ。天保九年（一八三八）二十九歳のとき三度目に大阪に出で、自から開業し醫者と蘭学塾を兼ねる。この塾が「適々齋塾」「適塾」「適々塾」と名づけられていた。<sup>(2)</sup>

この適塾に学んだ備前国上道郡沼村出身の津下精齋、島村鼎甫兄弟は、ともに幕末期ないし維新後の黎明期のわが国医学界ならびに医学教育の先達として、大いに活躍されたことは周知のことであろう。

津下精齋の關係した岡山医科大学は、大正十一年（一九二二）三月三十一日<sup>(3)</sup>

勅令第一四三号を以て官立医科大学官制が定められ、翌四月一日から施行されるに伴い、ここに同大学が開設されたのであった。その前身たる岡山医学専門学校は、明治三年（一八七〇）四月創設の岡山藩医学館に系譜をもつものである。この医学館の役職に任命された人達はつぎのようであった。

督事 なし

副督事 田中玄順，榎養雲

医学監督 明石退蔵，中村謙次郎

医学館教授方 山方正朔，生田安宅，石坂堅操

同教授方試補 津下精斎，平松蠲吉

生徒取締方 田淵静夫，藤井宗徳，富田謙吾，赤井元節，河村一貫，田尻三修，岩田元昌，海野健碩

医学館御用係 野崎用節，笠原劊二，好本純蔵

同館開設場所は上道郡門田村東山の利光院跡であった。<sup>(4)</sup>

そして、同年五月二十三日入塾、寄宿舍内に起居し医学教育がはじめられた。

そして、同館の教授方試補として津下精斎が登用されたのであった。彼は同館の教育面においても、また経営面においても、初期財政面の困難を克服するために多大の努力を払ったのであった。

爾来数次の改革を経て明治三四年岡山医学専門学校となったのである。<sup>(5)</sup>

一方、弟の島村鼎甫は、明治元年（一八六八）十二月十日東京大学医学部の前身たる醫学校及開成学校の二等教授に任命されている。<sup>(6)</sup>

二等教授 坪井為春 島村鼎（鼎甫） 石井信義 司馬盈之 緒方玄蕃少允

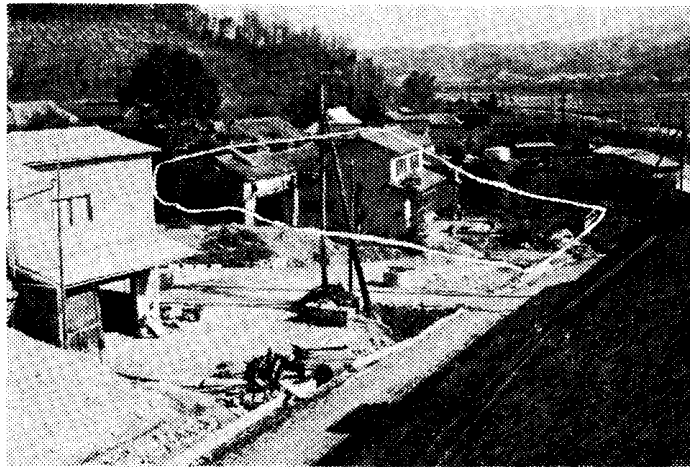
ついで、明治二年（一八六九）六月昌平学校を大学校となし、醫学校をこれに隸し、其の分局とする。このとき島村は小博士に任ぜられている。明治四年（一八七一）東校と改称され、島村は中教授の一員に任ぜられている。<sup>(7)</sup>

ところで、この兄弟を生んだ現在の岡山市沼においては、彼等のゆかりの地である、生れ、育った屋敷跡はもちろん、その業績、かれらの先祖の系譜、育ち方、勉学の様相などは村人からほとんど忘れ去られ、屋敷跡ないし、彼等に

関する史料も湮滅の危機にさらされているのが現状である。

筆者も、歴史学に関心をもつ以前においては、彼等に関してはほとんど知らずに過ぎて来た一人であった。彼等の生れた屋敷は筆者の生家の東隣りに位置し、子供の頃の日常の遊び場所でもあり、つねに目にして来たなじみ深い屋敷こそが、それであったのである。

旧 津 下 邸 跡 (沼)



旧 津 下 家 の 倉 (沼)



このような状況なのであるから、このさい彼等の出自関係などにつき、筆者所蔵の史料<sup>(8)</sup>によって、より新しい事実関係を多少なりとも附加できるとしたならば、満更無意味ではあるまいと思う。

## 二 文献上の精齋兄弟と先祖

津下精齋、島村鼎甫兄弟の父の津下古庵は、万延元年（一八六〇）庚申四月七日「御郡醫者格」に任ぜられ、元治元年（一八六四）申子十二月二十九日付のつぎのような「先祖并御奉公之品書上」を藩庁に提出している<sup>(9)</sup>。

「私先祖津下清庵と申候而、宇喜多家江仕、知行賜り居申候処、宇喜多家断絶之後、上道郡沼村に引籠り以来代々醫術相続仕候、尤享保年中出火之節記録焼失委細之義ハ相知り不申候、高祖父古庵義醫業相続仕享保十一 丙午年（一七二六）八月五日行年七十二才ニ而病死仕候。曾祖父古庵義醫業相続仕、寛政元己酉年（一七八九）二月二十一日行年八十二才ニ而病死仕候。

祖父古庵義醫業相続仕寛政十二庚申年（一八〇〇）七月二日行年五十二歳ニ而病死仕候、父古庵義醫業相続仕文化十癸酉年（一八一三）四月二十五日療治致發行下方為ニモ相成候由 依之苗字御免 被成旨松井幸右衛門 申渡候 天保九戊戌年（一八三八）六月十九日行年六十六歳ニ而病死仕候

私義天保元庚寅年（一八三〇）十一月二十日療治致發行下方為ニモ相成候由依之苗字御免被成候旨加藤伝兵衛申渡候天保六乙未年（一八三五）五月二十二日醫業心懸厚療治手広ニ致發行郷中為ニモ相成候由依之御帰城御礼之節より

御目見被仰付候旨大口助七郎申渡候

一 万延元庚申年（一八六〇）四月七日醫業心懸厚手広ニ療治致し殊ニ代々醫術相続致し居申趣相聞候付御郡醫者格被仰付候旨御用老被仰渡候由小川九郎兵衛被申渡候

一 同年五月十五日右改御礼鳥目ヲ以申上候

一 元治元申子年（一八六四）五月七日醫業心懸厚療治手広ニ致し近来別而出精致し候趣相聞ニ候ニ付毎歳御銀三枚ツ、被下其儘御郡醫者格被指置候旨御用老

被御仰渡候由広内権右衛門被申渡候  
 今年迄在方病用相勤申候  
 行年六十三才ニ罷成申候己上

津 下 古 庵 (花押)

元治元申子年 (一八六四) 十二月二十九日  
 広内権右衛門殿」

ついで、精齋が明治二年 (一八六九) 十二月八日「御郡醫者格」ニ任命され、  
 同年十二月晦日につきのような「御奉公之品書上」を藩庁に提出している。<sup>(10)</sup>

「元治元申子年 (一八六四) 十二月二十九日迄之儀者父古庵より前ニ書上申候  
 一 父古庵義明治二己巳年 (一八六九) 三月五日行年六十八才ニ而病死仕候  
 一 私義同年十二月八日醫業心懸厚療治手広ニ致御用ニ相立候趣相聞候ニ付毎  
 歳金壹兩貳步ツツ被下御郡醫者格被仰付候旨大参事被仰渡候由村井幸三郎被申  
 渡候  
 一 在方病用相勤居申候  
 一 私義行年四十五歳ニ罷成申候己上

津 下 精 齋 (花押)

明治二己巳年 (一八六九) 十二月晦日  
 村井幸三郎殿」

御奉公之品書上

明治二己巳年 (一八六九) 十二月晦日迄之義者其節書上申候

明治三庚午年 (一八七〇) 四月十七日醫學館入塾被仰付候

- 一 同月二十五日入塾仕候
- 一 同日悴同性竹五郎義入塾仕候
- 一 五月十七日醫學館教授方試補被仰付候
- 一 七月晦日以御雇醫學館二等教頭兼副直被仰付候
- 一 閏十月九日悴同性竹五郎義学業勉強之趣不淺感入候尚研究可致候事 右之  
 通被仰付候
- 一 十一月九日於藩庁終身賜給禄三十五匁更命士族

一 同日以員外医学館出仕申付候事

右之通被仰付候

一 同日分課ニ而病院治療方相勤候様督事申移候

一 十一月十四日於医学館御鳥頂載仕候

一 私義行年四十五歳ニ罷成申候己上

津 下 精 齋 (花押)

明治三庚午年 (一八七〇) 十二月二十九日

田中源造殿

秋田十衛殿」

右兩名の「先祖并御奉公之品書上」によって、彼等の遠祖は宇喜多家の家臣であった津下清庵であり、慶長五年 (一六〇〇) 関が原戦後宇喜多家断絶により浪人して、沼村に引籠り代々醫術を業とし高祖父 (初代古庵) 曾祖父 (二代古庵) 祖父 (三代古庵) 父 (四代古庵) 本人 (五代古庵) と代々古庵を名乗っておるのである。

そのうち、四代目古庵が文化十一年 (一八一四) 一代切の苗字を許され、五代目古庵も天保元年 (一八三〇) 一代切の苗字を許されついで、天保六年 (一八三五) には「御目見」ついで、万延元年 (一八六〇) には「御郡醫者格」を仰付られている。

つぎの、精齋は明治二年 (一八六九) に「御郡醫者格」仰付られ、明治三年 (一八七〇) には医学館に入塾し、同年五月教授方試補に、七月には二等教頭兼副直に仰付られ、十一月九日に終身禄三十五石を給され士族に任じられている。

ところで、津下精齋兄弟並に彼等の父古庵について記述されたものは、非常にすくないようである。さしあたり筆者の目についたものには、「備作醫人伝」「備前洋学の始祖——児玉順蔵」「上道郡誌」などの各略伝がある。これらを相互に対照してみると、ほとんどがさきに紹介した「先祖并御奉公之品書上」ないし古庵、精齋、鼎甫の墓表の祖述に源由するものようである。

「備前洋学の始祖」並に「備作醫人伝」に記述されている津下精齋の墓表は河上市蔵の撰文になるもので、つぎのものである。<sup>(11)</sup>

「備之前州上道郡沼村有精齋津下翁。幼而穎敏。從難波抱節学軒岐術。後遊干浪華。從緒方洪庵。修泰西醫學。窮乏無資備嘗難峻。研究有年。学成帰郷。開業病客麤至。履常滿戶外矣。家道漸進。明治三年（一八七〇）岡山藩創建醫学校及病院。徵君為教授。賜祿列士林。乃移家干岡山。四年（一八七一）祇役干奥州。帰役奉原職。業務日進。家道大振。君初配藤井氏。挙一男。名竹五郎。先卒。有故去藤井氏。娶難波氏。無子養醫學士児島寿為嗣。奉職於愛媛県病院長。君優遊自適娛晚年。愛玩書画骨董。脱然於塵表。故宅一老松。翁爵掩屋。名曰松籟軒。移居岡山也。營菟裘並植梧桐数株。名梧隱居。風流閑雅可想見。其平生也。君文政九年（一八二六）十一月二日生。明治三十二年（一八九九）八月四日卒。享年七十有三。葬干城東塔山。浮屠氏追贈号宝州院鉄架精齋居士。銘曰藩季之世醫道未振翁之憤激舍舊学新鑿疾醫俗救世成仁晚学陶沫陽報維因。」

さきに挙げた「上道郡誌」の精齋に関する記述はほぼこの墓表の要約されたものようであり、また「備前洋学の始祖」についても同様だと考えてよいのではあるまいか。

島村鼎甫については、「上道郡誌」につぎのようなかなり詳しい略歴が記載されている。<sup>(12)</sup>

「氏は字は鉉中，柴軒と号す。浮田村沼の人なり。父は津下古庵，津下精齋の弟なり出でて島村氏を冒す。少にして才思敏膽出でて姫路の仁寿山校に学び，又大阪に至り後藤松陰に師事す。既にして緒方洪庵の門に入り蘭学を攻め石井信義と同学たり時に洪庵業最も盛に門下俊才多し。其の教ふる学科を分つて八級となし，半年毎に業を試み，試に中たるものは一級を進む。その成績優良なるものは特に超進を得，鼎甫志を励まし精を専らにし，夙夜研究し学級毎に次を越ゆ。居る僅に一年にして全科を卒業す。同学の諸生皆舌を巻いて畏服し，名声漸く四方に馳す。京師の赤沢寛輔その名を聞き，洪庵に乞い延いて自家の塾頭となす。嘉永四年（一八五二）江戸に遊ばんとし，益々その術を研磨し曾て訳述せる診則稿本を売り金若干を得，遂に東行し伊東玄朴に就いて学ぶ。

幾もなくして阿波侯の聘に応じ侍醫となる。次いで幕府に辟され医学所教授となる。維新の後醫学校教授となり、大学少博士に進み、文部中教授となり、東京大阪等に奉職し、名聲嘖々たり。晩年多病の故を以て官を罷め、風流文墨を以て自ら娛む。明治十四年(一八八一)二月年五十二にして没す。鼎甫最も漢文に熟達す。故にその訳する所の文辞條達明暢世争うて伝誦す。当時訳書の醫校及諸家に出つるもの、多く氏の校閲を経て行ふという。訳著生理發蒙、瘡痕新説等あり世に行はる。」

彼について記述された前出の「備作醫人伝」<sup>(13)</sup>には、この「上道郡誌」の略伝がほぼそのまま転載されている。「備前洋学の始祖」には、小略伝のほかつぎのような彼の墓表が記述されている<sup>(14)</sup>。

「学士大夫居心接物惟忠実為本。溢而施於芸能技術。無適而不可。聲利之士。内於嗇而外於豊。銜虚而求盈不乖則墮矣。吾友鉉仲備前津下古蓊之子。翁以醫為業。忠篤質実著於其土。鉉仲亦醫。其居心亦有翁之遺風哉。鉉仲以醫仕阿波侯。以醫參幕府学事。明治元年(一八六八)至七年(一八七四)。以醫為助教試補。為教授。為大学小博士。為文部教授。為文部六等官。而察其技術所及。如一無所施。吾常怪之。鉉仲之言曰。死生亦大矣。醫術実関焉。兢兢業々惟幾微猶恐不及。豈浅学所遽施哉。靡人以為学資性命而嘗己生。吾不為之。然則内不足而欲外有餘。己無德而欲得其報。既自欺。又以欺人。是鉉仲所恥也。嗚呼以是推之。鉉仲之居心亦可謂得忠篤質実矣。雖然鉉仲豈意無所施哉。顧其用乃不同焉耳。鉉仲之言曰。学醫者不可不先究生之所以為生。於是有生理發蒙之訳。曰。施醫術須先就其要而易見而為之。於是有瘡痕新説之訳。鉉仲之書一出。而世之学者有所資而裨。有所師而法。不翅宝筏甘露。鉉仲十数年歴官於教授博士。而後進仰而稱之曰柴軒先生者。抑以是哉。鉉仲名鼎。柴軒其号。祖某島村氏来嗣津下氏。鉉仲亦出嗣島村氏。有兄。曰精齋嗣家。鉉仲初游学於姫路仁寿山校。後游浪華從後藤松陰学。既受和蘭学於緒方港庵。年二十四来江戸。明年筮仕阿波侯。晩多病罷官以文墨自娛。興第於麻布広尾。極園池遊觀之美。時招朋友故舊燕飲干其間。書画玩披陳滿座。疾甚。移居愛宕下。未幾。明治十四年(一八八一)二月某日卒。年五十二。葬於谷中天王寺側。卒之三年外族難波某致夫人氏之言求表其墓。吾



与鉉仲親厚。悉其平生。故不敢辞。叙其所以居心忠篤質実者。其他則人亦知之矣。夫人喜多氏無子。井龜泉鎔字」

ついで、精齋兄弟の父、五代目古庵についても、「備作醫人伝」に記述があるが、<sup>(15)</sup>この方は前掲の「先祖并御奉公之品書上」の要約が羅列されているにすぎない。ところでこの五代目古庵の墓は沼村にあり、つぎに記載する墓表は二男鼎甫の撰文になるものである。

「先考諱惟幾通称古庵姓津下号、備前沼村人。家世業醫。為人質直有篤行之名、藩侯特賜謁。準郡醫。明治己巳三月五日以病没年六十八、葬於沼村。先塋之次諡惟康篤義居士。配難波氏。先没。二男。長精齋嗣家。近蒙拔推為本藩醫員。次鼎出継島村氏。嘗応阿波侯聘為侍醫。後朝廷徵任博士。一女前川氏。次配柴島氏。生一女養国文某之子寛吾配焉。以承島村氏宗祀。今茲未之春当大祥之展。不肖兒輩相謀建墓。碣誌焉」

以上紹介した古庵、精齋、鼎甫に関する文献が三人の主要史料なのであって、今日迄のところではこれ以外の史料の存在は知られていないように思う。

ところで、本稿においてはこれらの諸書において明らかにされている記述の裏付作業、ないし、未だ充分には明らかにされていない彼等の家系及び代々の業績などについて、安永九年(一七八〇)以降明治四年(一八七一)迄の村方史料とくに「沼村宗門改帳」「沼村願留帳」などによって、これらの点を補完ないし追加する作業を次項において行ないたいと思<sup>(16)</sup>う。

### 三 津下家の家系と業績

五代目古庵の「先祖并御奉公之品書上」<sup>(17)</sup>によると、遠祖津下清庵は宇喜多家断絶により浪人して沼村に土着し代々醫を業としていたのである。享保十一年(一七二六)病没の高祖初代古庵までは、この「書上」のほかに史料はない。本稿では寛政元年(一七八九)没の曾祖父=二代目古庵から以降について、沼村の地方史料により、詳細に家系を追いつつ所期の目的を追及したいと思う。

ところで、右「書上」により五代目古庵より以前の彼の先祖をたどるとつぎのようであった。

五代目古庵 精斎の父, 幼年常次, 変名元養

四代目古庵 「書上」の父, 養子積松, 変名清干変名宗節 天保九年(一八三八)

六十六歳没

三代目古庵 祖父, 寛政十二年(一八〇〇) 五十二歳没

二代目古庵 曾祖父, 変名如水, 寛政元年(一七八九) 八十二才没(宗門帳では七十二歳没となる)

初代 古庵 高祖父, 享保十一年(一七二六) 七十二歳没

遠祖 清庵

これより沼村の宗門改帳の津下家の記載分を安永九年(一七八〇)度より順次検討してゆきたいと思う。

一 古庵(三代目)	歳三十二
妻	〃 三十一
娘みね	〃 七
父如水(二代目古庵)	〃 六十四
母	〃 五十一

合五人内男二人 女三人 牛一匹

下人次郎吉 十二月二十日暇遣 歳二十八

赤坂郡——略

下人喜八郎 〃 〃 二十二

赤坂郡——

下人市松 〃 〃 十五

磐梨郡——

下女はつ 〃 〃 二十六

磐梨郡——

下女さめ 〃 〃 十六

赤坂郡——

下人佐五郎 十二月二十日抱 〃 二十二

——鉄 村——		
下人藤蔵	”	” 三十一
赤坂郡——		
下人十蔵	”	” 十六
——楯原村——		
下女ちよ	”	” 十九
赤坂郡——		
下女しち	”	” 二十一
赤坂郡——		

安永二年(一七七三)の沼村願留帳によると、三代目古庵は抱田畑五反五畝四歩半を家屋敷共所持しており、右の安永九年(一七八〇)の宗門改帳記載によると、いわゆる本百姓身分を証する「一打株」「一打百姓」とされていることがわかる。したがって、本百姓としての農業経営のために農業労働力として年間常時男三人女二人の年期奉公人を抱えており、農耕用の牛一匹を飼養している点を注目しなくてはならない。

この安永九年(一七八〇)の宗門改帳で「一打」されている古庵は「書上」での祖父=三代目に当るのであり、三代目の父「如水」が「書上」の曾祖父=二代目古庵に当るわけである。「書上」ではこの曾祖父=二代目古庵=如水は寛政元年(一七八九)八十二歳で病死となっているが、安永九年(一七八〇)の宗門改帳の年齢は六十四歳となっており、寛政元年(一七八九)を没年とすれば、当然七十二歳で病死したことになるわけである。

ついで天明五年(一七八五)の宗門改帳にはつぎのように記載されている。

一 古庵(三代目)	歳三十七
妻	” 三十六
娘みね	” 十六
父如水	” 六十九
母	” 五十六
合五人内	男二人 女三人
	牛一匹

外ニ養子積松 歳 十三

和氣郡麻宇那村庄兵衛悴二月二十一日願出呼取，尤同郡蕃山村干手院宗門手形取置申候家内同宗ニ成申候

下人五右衛門 十二月二十日暇遣 歳五十七

赤坂郡——

下人己之介 “ ” 二十八

——鉄 村——

下女ちよ “ ” 二十四

——谷尻村——

下女ふさ “ ” 十九

磐梨郡——

下人才吉 十二月二十日抱 “ ” 二十七

赤坂郡——

下人又平 “ ” 二十六

——観音寺村——

下人磯太郎 “ ” 二十

赤坂郡——

下女はん “ ” 二十二

磐梨郡——

この年には「書上」で四代目古庵となるころの積松が、和氣郡麻宇那村庄兵衛方より養子として迎えられている。下人下女が一人減り四人になっている。

翌天明六年（一七八六）の宗門帳（記載略）では、養子積松歳十四が三月十四日の願上にて苦口貞安様御弟子に遣した記載がみえる。ついで寛政八年（一七九六）の宗門改帳にはつぎの記載がある。

一 古庵（三代目） 歳四十八

妻 “ ” 四十七

養子 智 清 干		” 二十四
清干妻 娘ひさ 変名ゆき		” 二十三
孫よしの		” 二
合五人内 <sup>男二人</sup> <sub>女三人</sub> 牛一匹		
下人忠蔵		” 二十九
当村——		
下人惣十郎 十二月朔日暇遣		” 二十一
当村——		
下人十吉		” 十六
沖益——		
下女いし	”	” 十九
——東平島村——		
下女ひて	”	” 二十二
磐梨郡——		
下人佐次郎 十二月朔日抱		” 二十五
沖益——		
下女しち	”	” 十八
赤坂郡——		
下女はな	”	” 三十四
当村——清右衛門妻		

この年から曾祖父＝二代目古庵＝如水が母とともに宗門帳から消えている。

「書上」のごとく、二代目古庵は寛政元年（一七八九）死没、母もその前後に死没していることを示しているのであろう。そして宗門帳からの推算によれば如水の没年は「書上」の行年八十二歳ではなく七十二歳でなければならないのである。

この年には娘ひさ（変名ゆき）二十三は、養子積松変名清干二十四歳と結婚し

て、清干は養子躰に、ひさは清干妻となり、二人の間によしの二歳が生れて  
いる。

下人は年間を通じ男女共四人であった。

享和三年(一八〇三)の宗門帳記載はつぎのようである。

一 宗節(清干変名)	歳三十二
妻	〃 三十
娘よしの	〃 九
子常次	〃 二
養母	〃 五十四
合五人内男二人 女三人 牛一匹	
下人惣十郎 十二月廿日暇遣	〃 二十八
当村——	
下女しん 〃	〃 二十三
——宿村——	
下人文五郎 十二月廿日抱	〃 四十三
——観音寺村——	
下女いち 〃	〃 二十
——谷尻村——	

この年の宗門帳からは三代目古庵が消えている。「書上」によると三代目古庵は寛政十二年(一八〇〇)五十二歳で没しているからであろう。そして、清干は宗節と変名しており、男子常次二歳が記載されている。

奉公人は男女各一人ずつに減少している。

文化十一年(一八一四)の宗門帳によるとつぎのようになる。

一 津下古庵(宗節改)(四代目)	歳四十三
妻	〃 三十七
子常次	〃 十三
娘きぬ	〃 六

合四人内<sup>男二人</sup><sub>女二人</sub> 牛一匹

これによると宗節四十三才は、変名し四代目古庵となり、長男常次は十三歳、娘よしのはいなくなり、次女きぬが六歳となっている。この四代目古庵は、「書上」によると文化十年(一八一三)四月二十五日苗字御免となっており、この年度の宗門帳には苗字が記入されて津下古庵となっている。奉公人はなくなっている。農業経営より脱却したか、規模を縮小したかのいずれかであろう。

文政七年(一八二四)の宗門帳記載はつぎのようである。

一 津下古庵(四代目)	歳五十三
妻	〃 四十七
娘きぬ	〃 十六
合三人内 <sup>男一人</sup> <sub>女二人</sub>	
外ニ子元養(舊名常次)	〃 二十三

正月二十二日願上古庵悴常次兼而病身ニ御座候而作方働等得不仕候ニ付文化十五年(一八一八)寅二月願上ニ而沼本壽庵様御譜代弟子ニ御引請被下名ヲ元養と相改醫術修業仕居申候処古庵家内江引請申候宗旨眞言宗当郡北方村醫光院旦那ニ而御座候

媿 〃 二十一

二月二十八日願上赤坂郡和田村名主穂崎村嘉兵衛妹八重宗旨眞言宗同郡馬屋村円壽院旦那呼取家内同宗ニ相成申候

下女とは 十二月朔日暇遣 〃 二十一

当村——

下女よの 十二月二十日抱 〃 十六

——草ヶ部村——

この年にのちに五代目古庵となる常次二十三才は元養と変名しており、醫術修行先の沼本寿庵のところより沼村に帰って来ている。そして、二月二十八日に赤坂郡和田村名主嘉兵衛妹八重と結婚している。

彼は十六才文政元年(一八一八)に藩校閑谷校からの退校願がつぎのように出

されていることによって、彼はこの年以前に藩校に入学していたわけであり、同校退校と前後して、前記沼本寿庵の弟子となったことがわかるのである。<sup>(18)</sup>

奉願上

一 私悴恒次長く閑谷御学校へ入学奉願上読書習字等仕せ難有仕合ニ奉存候然ル所醫業多用ニ付此度退校奉願上候願上之通被為仰付候ハ、難有奉存候以上

沼村 津 下 古 庵

文政元年(一八一八)寅十二月

右之通相違無御座候願上之通被為仰付候様奉伺上候以上

同村名主 弥 四 郎

有吉竹蔵様

萬波恭介様

文政八年(一八二五)の願留帳によると、元養は八重と同年(一八二五)酉六月に協議のうえ離婚し、文政十年(一八二七)亥二月に赤坂郡牟佐村難波権之輔娘阿や二十四才と再婚している。

天保三年(一八三二)の宗門帳記載はつぎのようである。

醫者

一 津下元養	六月二十五日苗字御免	歳三十一
妻		〃二十九
子常太		〃 六
子亨二		〃 二
父津下古庵(四代目)		〃六十一
母		〃五十五
合六人内	男四人 女二人	
下人虎之介		〃四十五
沖益	——	

この宗門帳から長子常太(後の精齋)六才、次子亨二(後の鼎甫)二才が記載されている。逆算すると、常太は文政十年(一八二七)生れ、亨二は天保二年(一



八三一) 生れということになる。この点前掲精齋墓表において生年月日とされている文政九年(一八二七)十一月二日と一年間のずれがあるのである。

彼等の父元養はさきの「書上」によると、天保元年(一八三〇)十一月二十日に苗字御免(一代切)となっている。

この天保三年(一八三二)には下人は男一人のみである。

「書上」によると天保六年(一八三五)五月二十二日「御目見醫者」となり、万延元年(一八六〇)四月七日には「御郡醫者格」となっている。そして、元治元年(一八六四)五月「其ノ儘御郡醫者格被指置」たさいの村方願留がつぎのよう<sup>(19)</sup>に残されている。

御指紙写し

上道郡沼村 御目見醫者津下古庵義御郡方支配御郡醫者格被仰付候就右同人并妻悴精齋娘一人孫竹五郎以上五人同村人馬帳奥假附ニ相成度段願出承届候右五人宗旨真言宗同郡北方村醫光院旦那ニ而自今宗門等諸事於此方相改候間沼村人馬帳差除帳奥假ニ附置候様御申付可被成候以上

上 書

小川九郎兵衛

五月十八日

金光清右衛門様

これによると元養は天保三年(一八三二)以降天保六年(一八三五)迄の間に変名し、五代目古庵となったように考えられるのである。五代目古庵は万延元年(一八六〇)「御郡醫者格」となり、領主の御発駕、御帰国のさいに藤井宿へ送迎に出ることになったとみえ、つぎの願留<sup>(20)</sup>のように送夫三名を沼村より供に差出させるようになっている。

覚

一 送夫

三人

右は御発駕御用ニ付上道郡藤井村へ出張仕候間送夫同郡沼村より指出候様被仰移可被下候尤時刻も相尋申来候様御頼申上候以上

八月二十七日(万延元年=一八六〇)

津下古庵

金光清右衛門様

御発駕御用ニ付送夫之義御郡醫者格津下より別紙之通申出候間則一通指図仕候此旨被相心得可被申移候尤以後御参府御帰国之節とも度毎不申移候本人より村方江申出候ハ、取計候様是又可被申移候以上

八月二十八日

金光清右衛門

右之通被仰下候間此旨御承知以後度毎御移無御座候間本人より村方へ申出候ハ、送夫御申付遣可被成候以上

八月二十八日

大森増次郎

沼村名主中様

則小川九郎兵衛様御指紙相添奉指上候己上

沼村名主 弥 八 郎

右之通承届相違無御座候己上

大庄屋中井村 大森増次郎

金光清右衛門様

ところで精齋兄弟についてみると、天保四年(一八三三)の願留に亨二に関するつぎの記載がある。<sup>(21)</sup>

奉願上 十二月十四日御聞届相済

一 上道郡沼村御蔵百姓醫者津下元養抱田畑三反五畝二十歩家内六人内男四人女二人御座候内悴亨二歳四宗旨真言宗同郡北方醫光院旦那岡山上之町柴屋志げ為ニ甥ニ而御座候ニ付同人方江引請養育仕度奉存候尤遣申以後は志げ家内同宗日蓮宗黄口山瑞雲寺旦那ニ罷成申候右亨二遣候而も跡作指支申義無御座候尤町御奉行様江ハ同町名主より御断申上候願上之通被為仰付候ハ、難有可奉存候己上

天保四年(一八三三)己十二月

上之町柴屋 志 げ

幼少ニ付代判

組頭福田屋 清 次 郎

沼村醫者 津 下 元 養

右之通吟味仕相違無御座候願上之通被為仰付候ハ、沼村人馬帳外シ上之町名

歳帳江書入申度奉存候已上

上之町名主

赤 穂 屋 徳 右 衛 門

同 郡屋 重 左 衛 門

沼村名主 弥 八 郎

右之通承届相違無御座候已上

惣 年 寄 河 本 又 七 郎

大庄屋中井村 藤 左 衛 門

加藤伝兵衛様

元養二男亨二は鼎甫でなければならぬ筈だし、それが妥当だとすれば彼は四才にして伯叔母たる岡山上之町柴屋志げ方に養子に行ったことになる。

一方の常太(のちの精齋)については、天保五年(一八三四)の願留帳につぎの記載がある。

奉願上 二月一日願済

一 上道郡沼村醫者津下元養抱田畑三反九畝六歩家内五人内男三人女二人御座候内悴恒太歳九宗旨真言宗同郡北方村醫光院旦那恒太義兼而病身ニ而作方働等茂得不仕候ニ付此度沼本寿庵様御弟子ニ罷成醫術修行仕せ度奉存候尤御譜代御弟子に御引請被下候ニ付引越参申内ハ村方人馬帳御指除被下以後宗門等沼本寿庵様ニ而御改被遣候願上之通被為仰付候ハ、難有可奉存候已上

天保五年(一八三四) 午二月

御蔵百姓沼村 津 下 元 養

右之通吟味仕相違無御座候願上之通被為仰付候ハ、沼村人馬帳外シ申度奉存候則沼本寿庵様御指紙相添指上申候已上

同 村 名 主 弥 八 郎

右之通承届相違無御座候已上

大庄屋中井村 藤 左 衛 門

加藤伝兵衛様

この願留によると常太(恒太=精齋)は、天保五年(一八三四)二月九歳のとき

醫術修行のため沼本寿庵の譜代の弟子となっている。

精斎の「墓表」によると修行先は難波抱節となっているが、これは何かの間違いであろう。というのは、つぎにのべる嘉永二年(一八四九)修行を終え帰村するさいの願留にも沼本寿庵・貞玄の名が再び現われるからである。

奉願上

一 上道郡沼村御目見醫者津下古庵(五代目)抱田畑三反九畝六歩家内三人<sup>男二人</sup><sub>女一人</sub>  
御座候内悴恒太歳二十四兼而病身ニ御座候而作方働等得不仕候ニ付天保五年(一八三四)午二月願上ニ而沼本貞玄様御譜代御弟子ニ御引請被下名ヲ来吉と相改醫術修行仕居申し候然ル処此度古庵家内江引請村方ニ而一代切之醫業仕せ度奉存候尤苗字名乗刀差し申義ニ而ハ無御座候宗旨真言宗当郡北方村醫光院旦那ニ居申候引請申己後ハ古庵家内同宗旦那ニ御座候願上之通被為仰付候ハ、難有可奉存候己上

嘉永二年(一八四九)酉二月

沼村津下古庵

右之通吟味仕相違無御座候願上之通被為仰付候ハ、沼村人馬帳へ書入申度奉存候則沼本貞玄様御差紙相添指上申候己上

沼村名主 猪之介  
" 直太郎

右之通承届相違無御座候己上

大庄屋中井村 増次郎

谷與三右衛門様

御手紙得其意候然ハ上道郡沼村

御目見醫者津下古庵悴恒太義去ル天保五午年(一八三四)私譜代弟子ニ引請来吉と変名仕醫業修行被致宗門等私手前ニ而相改居申候処此度同人父古庵手前江罷歸一代切之醫業仕度旨申出候ニ付差戻申候尤宗旨真言宗同郡北方村醫光院旦那ニ而御座候村方よりも願出可申候間御聞届可被下候右可得其意如此御座候己上

沼本貞玄(花押)

二月二日

切封上書

谷與三右衛門様

恒太は天保五年(一八三四)九歳で沼本寿庵様譜代弟子になり来吉と改名、嘉永二年(一八四九)二十四歳迄の十六年間醫術修業して、同年二月沼村に帰って来て一代切の醫業に従事することになる。父の五代目古庵は苗字を許されているが子の精齋(来吉)はこの段階では苗字を用いることも、刀を差すことも許されていない。

嘉永二年(一八四九)から約十年間位の史料が失われているので、一挙に安政七年(一八六〇)に入ることになる。この年三月十八日に改元され万延元年となる。宗門帳は正月朔日の日附になっているので、つぎに抜粋記載する宗門帳では安政七年分となっているわけである。<sup>24</sup>

醫者

一 津下古庵(五代目)	歳五十九
妻	〃 四十七
子来吉	〃 三十五
去ル午七月願上醫道為修行大阪緒方耕庵方江参居候	
子猪三治	〃 二十
四月七日願濟ニ而当郡檜原村助右衛養子ニ遣す尤其節迄は北方醫光院旦那	
娘てる	〃 九
孫竹五郎	〃 四
合六人内 <sup>男四人</sup> 女二人	

この記載によると来吉=精齋は約十年間在村してのち「去ル午七月」に洪庵に入門している。安政七年から遡っての「午年」は安政五年(一八五八)戊午年しかないし、洪庵の「適々齋塾姓名録」にも同年七月二十二日附で入門している記録とも一致している。<sup>24</sup>このとき来吉年三十五であった。

万延元年(一八六〇)頃から五代目古庵について、願留帳に記載されている事

項が多くなる。

御目見醫者

上道郡沼村 津下古庵

右之者御用之義有之候間明八日四ツ半時村役人指添其元召連御郡会所江罷出可申候以上

四月七日

金光清右衛門

右之通被仰下候間此旨御心得早々古庵へ御申移り明朝四ツ時迄ニ酒行実成院へ召連御出勤可被成候以上

四月七日

大森増次郎

沼村 名主中様

右之御移り御座候節御郡醫者格被為仰付候<sup>26</sup>

万延元年(一八六〇)四月八日御目見醫者五代目津下古庵は、村役人指添にて大庄屋大森増次郎に召連られて御郡会所へ出頭し、この日「御郡醫者格」に仰付られていることはさきにも述べた通りである。

かくて、つぎの記録のように万延元年六月の願上によって、抱田畑、家、一打株共従弟吉左衛門に譲り、本百姓身分より離脱し、宗門帳からも除かれ、帳奥假付となるのである。<sup>27</sup>

奉願上

一 上道郡沼村御目見醫者津下古庵并同人妻悴精齋娘てい孫竹五郎共家内五人宗旨真言宗当郡北方村醫光院旦那ニ御座候処先達而御郡方支配御郡醫者格被仰付候ニ付抱田畑三反五畝家<sup>二間半</sup><sub>四間半</sub>一打株共同村従弟吉左衛門江譲リ置右家内五人共同村人馬帳御指除奥假付ニ罷成村方吉左衛門納屋借宅住居仕度奉存候願上之通被為仰付候ハ、難有可奉存候己上

安政七年(一八六〇)申六月

沼村 津下古庵

右津下古庵株式一切私江讓呉候ニ付請込置追而株継別家願可奉願上候己上

同村 吉左衛門

右之通相違無御座候願上之通被為仰付候ハ、男女五人村方人馬帳外シ同帳奥假ニ付置一ヶ年兩度ツ、宗門受取御代官様へ指出可申候尤人数増減其外相替義

御座候ハ、其節御断可奉申上候

則小川九郎兵衛様御指紙相添奉指上候己上

沼村名主 弥 八 郎

右之通承届相違無御座候己上

大庄屋中井村 大森増次郎

金光清右衛門様

ところで、嘉永二年(一八四九)帰村した来吉は約十年在村醫療に従事し、安政五年(一八五八)三十五才で適々齋塾に入門していることはさきにのべたが、<sup>(28)</sup>弟の鼎甫の方はこれより七年早い嘉永五年(一八五二)入塾していることが同塾<sup>(29)</sup>姓名録で明らかである。

鼎甫の生い立ちについての沼村の残存史料は、さきに挙げた天保三年(一八三二)の宗門帳の亨二歳二の記載と、天保四年(一八三三)十二月十四日の願留のみである。

この願留によると、亨二歳四にして岡山上之町柴屋志げの養子になっているのである。

この伯・叔母である柴屋が島村姓であったのか否かが問題である。ところで「上道郡誌」でも彼の「墓表」においても、号を「柴軒」と称していたことがわかるのである。この点を重視するならば養家先の屋号柴屋を表わす意味で「柴軒」と号したのではあるまいか。そうだとすれば柴屋こそ島村姓でなければならぬのである。

墓表によれば「祖某島村氏来嗣津下氏」とあり、「鉉仲亦出嗣島村氏」とあるので、宗門帳の家系とこれを対照してみると、天明五年(一七八五)の分に積松十三歳が三代目古庵の養子となっているのである。

積松は和氣郡麻宇那村庄兵衛悻であった。

このことが墓表の「祖某——」の記述に相当するのではあるまいか。そして亨二が柴屋に養子に行っていることが、「鉉仲亦出嗣——」に相当するとしたならば、庄兵衛家とその娘(推定)に当る柴屋志げが同じく島村家でなければならぬのである。

かくて、彼は青年期に姫路の仁寿山校に学び、ついで大阪の後藤松陰に師事、嘉永五年(一八五二) 洪庵塾に入門する。二十二才の時であった。「上道郡誌」によれば在塾一年にして全科を卒業、こわれて京師の赤沢寛輔の塾頭となる。

「郡誌」には嘉永四年(一八五一) 江戸へ出たことになっているが、洪庵塾姓名録の入門年次は嘉永五年(一八五二) であり、月日は記入されていないが、入門者季夏の部と十月の間にはさまれていることからみて、夏から秋にかけての入門とみてよかろう。<sup>(30)</sup> 「郡誌」の如く在塾一年とみれば嘉永六年(一八五三)の夏秋の候、彼二十四才のとき江戸へ出たことになる。そして伊東玄朴について学び「翌年仕阿波候」侍醫となっている。その後の略伝は前述の各書、墓表などを参照されたい。<sup>(31)</sup>

一方、兄来吉の方は安政五年(一八五八) 洪庵の弟子となったが、<sup>(32)</sup> 何年在塾したかという点については、判然としないのである。

しかし、少なくとも文久二年(一八六二) 六月頃までの在塾はつぎの記録により確認できるのである。この年洪庵は四月十一日より六月二日迄の間中国四国地方に旅行して、いわゆる「壬戌旅行日記」<sup>(33)</sup>を残している。この旅行に安田謙造、家来茂兵衛と共に津下精斎も同行しているからである。彼に関係ある日記をつぎに摘記してみよう。

四月十一日晴一 暁八ッ乗船。門人安田謙造、津下精斎、家来茂兵衛召連ル。朝六ッ半頃尼崎着。仕度して五ッ過同処発足。住吉にて晝飯。八ッ過兵庫着。宿柵屋長兵衛。一略一

一 神戸にて安田、津下兩人同道楠公石碑参詣一略一  
十六日晴

一 正六ッ時有年発足。九ッ時片上戎屋にて晝飯。七ッ時備前沼村津下古庵(五代目)宅に着。即成斎実家也。一略一

一 津下古庵年賀に付客来有之。親類内藤弥八宅に一宿。津下南隣也。  
十七日晴

一 晝迄津下宅にて酒飯出す。

一 九ッ過同所暇乞、藤井駅東端鉄村久太郎宅を宿とし、筑前侯御着を待つ。



一 津下宅にて、内藤弥八、泰蔵兩人診察。弥八はヒホコンデル、痔血、泰蔵は胃病也。

一 筑前侯暮前御着。夜五ツ過より本陣へ罷出、御診。御菓子、御酒御吸物被下。御逢後、関心舎へ密談致す。

十八日晴

一 正六ツ時、藤井西はずれへ出、侯御見送申上る。

一 六ツ半同所出立。九ツ時板倉へ着。晝飯す。途中より津下生を宮内へ遣す。

二十一日晴

一 昨夜より別府琴松来り、河本屋（足守）に宿し、今朝対面す。一略一

一 午後より佐伯賀盃。一略一

其の後炭屋又介、佐伯吉右衛門、安田謙造、津下成齋、田野口四度列席、夜半に終る。

五月朔日大雨風吹

一 五ツ時笠岡発足。駕にて九ツ時福山寺地へ着。主人不快なれども、今日は快きよし也。津下、安田、茂兵衛三人下宿へ遣す。一略一

五日朝曇午後晴

一 昨日より風邪の気味有之。終日臥床。安田、津下兩人、野村案内市中見物に出づ。一略一

十六日晴（十五日四ツ時頃道後着）

一 朝四ツ前安田竝茂兵衛帰り来る。

一 同時より津下と散歩、湯神社、竝八幡へ参詣。

一 夕方津下と茂兵衛と舟に行。

十七日朝曇午後雨降

一 朝五ツ過、津下と茂兵衛帰り来る。一略一

一 夕方安田、津下兩人舟に行。

十八日終日雨夜晴

一 安田、津下早朝帰来る。一略一

十九日晴夜曇

## 一略一

一 午後亭主同道，城下見物に不残行。途中より安田，茂兵衛兩人舟へ行。津下同道夕方帰る。

二十四日晴曇不定風なし夜大に曇

一 暁九ツ過御手洗出帆。朝五ツ前忠の海に船懸りす。津下，安田兩人穂波搜古を訪ふ。無程搜古兩人同道帰来り，早々搜古は引取，兄謙讓同道。酒肴持参す。一略一

六月二日終日曇時々小雨

一 朝ツ過雨止み，二見出帆。順風にて，夕暮前天保山に着。

この旅行記には津下は精齋，成齋として記されていることからみて，洪庵に弟子入して後，変名したことがわかる<sup>64</sup>。

旅行の途次（四月十六日）洪庵一行は備前沼村の精齋の父五代目古庵宅に立寄り，津下宅が年賀の客来が多いため，同日は津下の親類内藤弥八宅に一泊している<sup>65</sup>。この弥八は沼村名主内藤弥八郎のことである。

十七日には津下宅にて，弥八郎と泰蔵の兩人が洪庵の診察を受け，弥八郎はヒホコンデルと痔血，泰蔵は胃病と診断されている<sup>66</sup>。同日夜は藤井宿本陣にて筑前黒田侯の診察をしていることが記されている。これより一行は足守，笠岡，福山，道後などを経て，六月二日大阪天保山港に帰着している。

精齋の洪庵塾からの退塾期は不明であるが，彼の父五代目古庵が明治二年（一八六九）三月五日六十八才で死亡している<sup>67</sup>ので，この年より以前，文久二年（一八六二）六月二日以後の間に退塾していたことが推察されるのである。彼は明治二年十二月八日四十五才の時「御郡醫者格」に仰付られ，このために明治四年（一八七一）の「戸口御改判形帳」の奥書につぎのように記載されている<sup>67</sup>。

一 津下精齋	歳四十六
子竹五郎	〃 十五
妹里ふ	〃 三十三
妹てい	〃 二十
母	〃 五十八

合五人内男二人  
女三人

津下精齋義御郡醫者格被仰付候ニ付家内五人帳奥假付被仰付候右願書明治三年四月廿九日郡宰様御裏書之一通租税御幹事入江甚造様江指上申此以後人数増減相変義御座候ハ、其節御断可申上候以上

里 正 内藤 弥八郎  
同当分請持 吉田 市三

#### 四 おわりに

津下精齋，島村鼎甫兄弟並にその代々の家系，その代々の主なる業績などを沼村内藤家文書により追求して来たのであるが，ここで村落構成の観点から村醫者の村内における位置付をなして本稿を終えたいと思う。

津下家は遠祖清庵以来代々沼村に居住し，醫を業としていたことは古庵，精齋の「先祖並奉公之品書上」によって明らかであろう。

安永九年（一七八〇）の宗門帳によると，三代目古庵が家主となりその父二代目古庵は隠居して如水と号し家族の一員として記載されている。この三代目古庵は抱田畑五反五畝四歩半をもち，年間を通じて下男・下女計五人を抱え，宗門帳表示では「一打」株の持主であった。すなわち，古庵は醫を業としながらも村落構成上では「本百姓」として位置付られ，かねて農業経営の主体者でもあった。

四代目古庵（養子清干→宗節）も，享和三年（一八〇三）の宗門帳に同様記載がなされている。

ところが，文化十一年（一八一四）以降，文政七年（一八二四）までの宗門帳では，四代目古庵は津下の苗字をつけていることに注目しなくてはならない。

そして，そのつぎの五代目古庵（元養）も天保三年（一八三二）以降の宗門帳に津下の苗字をつけているのである。

この五代目古庵は，万延元年（一八六〇）「御郡醫者格」，元治元年（一八六四）「其儘御郡醫者格被指置」ており，この年「先祖并奉公之品書上」を藩庁に提出しておるのである。このことは，この段階から村醫から脱却して武士身分，な

いし武士身分格として取扱われるようになったことを示しているように思う。すなわち、この年五代目古庵は沼村の宗門改帳から除かれて、その一家族すべてが宗門帳の奥假付になるとともに、宗門改は藩庁役人のもとにおいて行なうことになっている。それに伴うかのように、彼の「一打株」抱田畑、家共に沼村の従弟に譲り、本百姓身分から脱却しているのである。<sup>38</sup>

このような事実関係を踏まえつつここで「岡山藩法」の村醫に関する法令を調べてみたいと思う。

天明二寅(一七八二)八月「百十九番之内」には、元文二巳年(一七三七)五月「御郡奉行へ申渡書付」がつぎのように規定されている。<sup>39</sup>

- 一 往古より村方ニ罷在候醫者、苗字を名乗り候も有之、又ハ他所岡山より引受或は養子仕、醫者名、名字付参り、直に村方ニて附居申候も有之、自今名は附来り候ハハ其身一生指免し可申候、兼而相定居候通、名字ハ附来り候とも名乗せ申間舗候事
- 一 代々醫者家にて候へは、名は醫者名を附候義、只今迄之通たるへし、人ニより醫術働き甚時花候ハハ、其功を以苗字指免し可申候、然共其身一代ニて、悴は免し不申、依功可指免者也

右の法令によると、古くから代々醫者を業としていて苗字を名乗って来ているものも、其身一代切は許すが、原則としては苗字を名乗らせることを禁じている。代々の醫者の家は醫者の名を付けることは許される。

とくに、醫術働の目立つような醫者には、その身一代切で苗字を名乗ることを許すとされている。

そして、附則には、「在醫一統一代切の埒に候悴共に至候ては、家業百姓へ戻り合候義素之義ニ候」とあり、醫者は一代切で認めるが本来は百姓なのだから、その子は百姓を引き継ぐように命じている。このような方針なのだから、醫者になりたいものは、「生得病身ニ有之、作方成兼候者共、無拗其趣吟味之上、改願出可申候」「代々醫者家にても右に准じ可申候」と定めている。

さきに引用した、五代目古庵が天保五年(一八三四)及び嘉永二年(一八四九)に長男恒太を醫術修業に出すさいの願書にも、この法令に準拠して「病身にて

作方働等茂得不仕候ニつき此度沼本寿庵様御弟子に罷成醫術修行仕せ度」と述べており、修行を終え嘉永二年（一八四九）二月古庵宅へ引取るさいの願書には「醫術修行仕居申候一略一此度古庵家内江引請村方ニ而一代切之醫業仕せ度奉存候尤苗字名乗刀差し申義ニ而ハ無御座候」と述べている。

津下家のように代々の醫者でさえこのような形式をとっているのであるから、本来の百姓からの場合は「百姓子共多キ内、病身ニて作方成兼候者共、為渡世醫者仕度類、前に准可申候」と「病身にて家業難仕」もの以外の醫術修行を堅く禁止しているのである。

つまり、在方の醫者は本来農民身分＝本百姓身分をもつものであり、醫業に従事することは原則として一代切であり、しかも特別の条件をもつものに限り願出により許されるものであった。

とくに醫業功績の顕著なものは苗字を名乗ることを一代切で認められることがあり、このなかからなお優秀なものが一代切の「御目見醫者」になり、ついで「御郡醫者格」に仰付られるものもあったのである。後者に仰付られると百姓身分から脱却して武士身分ないし武士身分格になるようである。

#### 一註

- (1) 緒方富雄著「緒方洪庵伝」72頁。同書「姓名録」207—322頁参照。
- (2) 同上書「第一緒方洪庵の生涯」参照。
- (3) 岡山大学20年史編さん委員会編「岡山大学20年史」第6章第1節参照。
- (4) 同、64—5頁。
- (5) 同、66頁。
- (6) 東京帝国大学50年史「第3篇第1章醫學所の復興」355頁。
- (7) 同上書「第2章大学東校」358頁。「第4章東校と改称、一時閉鎖、再開校、学科改正」389—390頁。
- (8) 沼村「内藤家文書」

#### 二註

- (9) 岡山大学所蔵「池田家文庫」奉公書（町惣年寄・郡醫者）3—2922「津下古庵」
- (10) 同。3奉公書つ。D3—1639「津下精齋」
- (11) 森紀久男著「備前洋学の始祖 一兒玉順蔵一」31頁。岡山県醫師会編「備作醫人伝」229—230頁。

- (12) 「上道郡誌」925頁。
- (13) 前掲「備作醫人伝」171頁。
- (14) 前掲「備前洋学の始祖」30—31頁。
- (15) 前掲書 229 頁。
- (16) 前掲「内藤家文書」

## 三註

- (17) 以下これを「書上」と略称する。
- (18) 内藤家文書「文政元年願留帳」  
藩法集上, 259頁。第29閑谷学校667「掟」  
延宝二寅四月 巴印櫃入之内  
一閑谷掟書  
定  
一閑谷入学之者, 礼儀正可学問, 尤撰其人, 槌成証帖并宗旨手形可取置之事  
一学問之所附之林不可猥伐採事  
一諸事可任奉行之指図事  
延宝2年4月朔日 御黒印
- (19) 同, 元治元年「願留帳」
- (20) 同, 万延元年「願留帳」
- (21) 同, 天保4年「願留帳」
- (22) 同, 天保5年「願留帳」
- (23) 前掲「備前洋学の始祖」「精齋墓表」参照。  
願留は津下定一氏所蔵「手鑑津下市郎左衛門控」。
- (24) 宗門改帳は毎年正月一日現在をもって行われているので, 1月1日より, 3月17日迄は安政7年となる。
- (25) 前掲「緒方洪庵伝」「適々齋塾姓名録」289頁参照。
- (26) 内藤家文書「万延元年願留帳」
- (27) 同, 願留には安政7年とあるが, 6月は改元後であるから万延元年の願留。
- (28) 註(25)参照。
- (29) 前掲「緒方洪庵伝」251頁参照。
- (30) 同上書, 249—252頁参照。
- (31) 本稿2項参照。
- (32) 同上書289頁参照。
- (33) 同, 177—201頁。
- (34) 同。なお, 「適々齋塾姓名録」安政5年7月22日の記名は津下来吉とある点参照。
- (35) 同上書, 181頁。

(36) 同，182頁。

(37) 内藤家文書。

(38) 註(27)願留参照。

(39) 藩法集「岡上藩上」1734「在」658—9頁。

天明二寅八月 百十九番之内

元文二己年五月御郡奉行へ申渡書付

一 往古より村方ニ罷在候醫者，苗字を名乗り来り候も有之，又は他所岡山より引受或は養子仕，醫者名，名字付参り，直に村方にて附居申候も有之，自今名は附来り候ハハ，其身一生指免し可申候，兼而相定居申候通，名字ハ附来り候とも名乗せ申間舖候事

一 代々醫者家にて候へは，名ハ醫者名を附候義，只今迄之通たるへし，人ニより醫術働き甚時花候ハハ，其功を以苗字指免し可申候，然共其身一代切にて，倅ハ免し不申，依功可指免者也 以上

御郡々住居之在醫者共，醫者名，苗字付等之事ハ，元文年中惣触之通相心得可申候，勿論在醫一統一代切之崎ニ候，倅共代ニ至候てハ，家業百姓へ戻り合候義素之義ニ候，自然生得病身ニ有之，作方成兼候者共，無據其趣吟味之上，改願出可申候，縦令代々醫者家にて，倅醫者名付来り居申者共も，右ニ准し可申候，何も醫者中引受弟子ニ願出，已後村方へ罷帰，一代切之醫者仕度段ハ，其趣意尚又願出可申事

一 家筋之御郡醫者共弟子取，御醫者ニ准し是迄之通，但願ひ向御吟味之様子も准前候事

一 百姓子共多キ内，病身にて作方成兼候者共，為渡世醫者仕度類，前ニ准可申候，尤病身にて家事難仕，無拠趣意申立之外ハ，醫術執行堅く不相成事

(1972年3月23日筆了)